

平成23年12月28日

金融機能強化法による資本支援の受け入れについて

いわき信用組合
理事長 江尻次郎

当信用組合は、協同組織金融機関として、相互扶助の精神に則り、「地域社会への貢献」を使命として、これまで蓄積してきた信頼と実績を基盤に、効率経営に徹しながら経営の安定化に尽力し、良質な金融サービスを提供することで地域経済の発展の一翼を担ってまいりました。

そのような中、平成23年3月11日午後2時46分、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、それに伴う大津波が太平洋沿岸を襲い、当信用組合の主要な営業エリアであるいわき市、双葉地区を含めた県内外に未曾有の被害をもたらしました。さらに、原発事故の影響も加わり、商工業・漁業・農業等の業種を問わず、当信用組合のお取引先にも甚大な被害が生じております（地震・津波・原発事故などによる被災債権は1,210先、263億円）。

このような事態を受け、地域の皆様が懸命に復興・再生に努力されている中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお取引先を含め、地域の中小・零細事業者や個人の皆様方に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考えます。また、相互扶助を理念とする協同組織金融機関だからこそ出来る特性を活かし、独自性を発揮した地域経済活性化への取組みが強く求められているものと認識しております。

かかる使命を十分に果たしていくため、当信用組合では、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会を通じ、200億円の資本支援を受けることとなりました。

今後は、本支援を踏まえた財務基盤の強化を図るとともに、経営強化計画に基づく施策を実施することで、地域の隅々まで十分かつ円滑に資金を供給して、地域の再生と活力あふれるふる里づくりを地元の金融機関として成し遂げる決意でございます。

以上